

名古屋北部民商ニュース

発行：2023年12月4(月) No. 549

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

納税者の権利を守る運動を前進させよう！

納税者の権利憲章(第3次案)、国保の現状を学ぶ

11月26日(日)名古屋北部民商役員学習会を開き、15人が参加しました。久しぶりに、知多の「海宿旅館やなぎや」さんへ。10時過ぎには着いて、学習会を開始。前半は、「納税者権利憲章(第3次案)」の学習。初めに【「生きることが優先する」「税制で商売つぶすな」という憲法にもとづく主権意識が貫かれています。デジタル化の加速と税務相談停止命令制度の創設を受けてプライバシー権などを加筆し、…政府が戦争する国づくりの策動を強めていることを重視し、保証されるべき基本的人権として「平和的生存権」を掲げています…】との「発表にあたって」を読み合わせ。その後、パンフレットに沿って、日本の税務行政がいかに世界的に遅れた水準であるかを学びました。参加者からは、「多くの人は、納税者の権利があるんだという事を知らない。こういう学習は大切だ」「知り合い



が、税金の納付書が届いていたが、忘れていて払うのが少し遅れただけで、職員が北海道に住んでいる娘にまで電話したと、とても怒っていた」「差押はどんどんきつくなっている」など、感想や意見が活発に出されました。講師を務めた豊田事務局次長は「OECD主要加盟国のなかでは、納税者権利憲章がないのは日本だけ。アメリカやカナダ、イギリスでは、民間ボランティアの税務援助制度がある。日本も、税理士業務を『有償独占』とし、税理士以外でも自由に税務相談等に応じられるように税理士法をあらためるべきだ」と説明。また、最近の横暴な税務調査についても報告しました。続いて後半は、「名古屋市国保の現状と問題点」について学習。松原事務局長が、資料にもとづいて説明。「名古屋市は、かつての革新市政の遺産の上に、粘り強い運動の成果で、比較的保険料が低く抑えられ、減免制度が充実している。しかし、厚労省の県単一化の方針によって、改悪されるおそれもある。常に、署名を集めるなど声をあげていくことが大切です」と話しました。学習会後、美味しい料理に舌鼓を打ちながら大いに交流。役員の皆さんの労をねぎらう場となりました。

財政部会を開催

11月22日夜、財政部会を開き、民商会計の林さん、財政部の森さん、大谷さん、事務局の4人が参加しました。「財政の訴えを拡大の訴えとともに、全会員へ郵送したが、その月だけは集金率がアップしたが、また元に戻ってしまった」「集金率を上げるには、どうしたらいいか」と真剣に話し合いました。「多くの会員さんは月末までには、入金してくれているが、2,3か月遅れている人も多い」「半年、一年以上と長期に渡って遅れている人には、事情があることが多いので、まずは訪問して、状況をきかないといけないね」「個別集金や振込の人が増えているが、支部役員会で、集金しあう体制を2人ずつ、3人ずつでも作っていくよう相談しよう」と討論。また、集金活動に携わっている人に、何かお礼をしたらどうかと意見が出ましたが、引き続き検討することになりました。

年末調整の実務について

民商事務所では、年末調整の実務相談を下記の日程で行います。源泉徴収簿、扶養控除申告書、保険料控除申告書等準備の上、できるだけ事前予約の上、事務所へお越しください。

日時 12月25日(月)・26日(火)午前10時～12時、午後1時～3時

2024年1月9日(火)・10日(水)・11日(木)午前10時～12時、午後1時～3時

場所 民商事務所

＜持ち物＞給与支払いのわかるもの、税務署・名古屋市市民税特別徴収センターから送ってきた封筒、扶養控除等申告書、保険料控除申告書などの書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書など なお、西区と守山区の会場を、別に設けます。日時、場所が決まり次第、追加でお知らせします。